

特定施設入居者生活介護 選定項目表

令和3年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅（住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅）からの転換に限り、各種関係法令を遵守した計画を対象とする。

公募定員数を上回る応募があった場合には、本市の見解及び整備方針等に基づき、「勘案事項」に規定されている項目を総合的に考慮することで、上位の計画を選定するものとする。

なお、公募定員数に満たない場合においても、勘案事項の審査基準及び基準点に満たない計画については選定外とする。

令和3年4月2日以降に地位承継により設置者の変更を行ったサービス付き高齢者向け住宅は対象としない。

勘案事項

ア	老人福祉施設等（※1）の指定を受けている施設の行政区別整備率（※2）	10
---	------------------------------------	----

※1 老人福祉施設等とは介護老人福祉施設及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅とする。

※2 整備率＝施設定員数（今後整備を予定している施設を含む）／65歳以上人口（令和5年4月1日現在）

・整備率の低い行政区での計画を評価する

浦和区	10点
南区	9点
桜区	8点
大宮区	7点
中央区	6点
岩槻区	5点
北区	4点
見沼区	3点
緑区	2点
西区	1点

イ	整備計画	105
---	------	-----

・建物の設備配置

35

- ・基本方針
- ・入居者の処遇
- ・職員確保・人材育成
- ・地域連携
- ・災害対策
- ・感染症対策
- ・ICTの活用

70

ウ	法人の運営状況	20
---	---------	----

- ・指導監査
- ・決算状況

5
15

エ	その他	5
---	-----	---

・交通機関の利便性

5

オ	減点	-50-2×指針不適合事項
---	----	---------------

※基準点（満点140点の60%である84点）未満の計画は、選定対象外とする。

※オ「減点」の採点内容「一般居室の床面積」及び「入居一時金」について審査基準に満たない場合は選定対象外とする。

合計	140
基準点	84